

第92期 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2022年6月29日（水曜日）
午前10時



開催場所

大阪市北区梅田三丁目3番45号
ホテルモントレ大阪 7階 パルフィ
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)



決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役1名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第6号議案 取締役に対する役員退職
慰労金制度廃止に伴う打
切り支給の件
- 第7号議案 取締役等に対する株式報酬
制度導入の件
- 第8号議案 役員賞与支給の件

書面またはインターネット等による議決権行使期限

2022年6月28日（火曜日）午後5時30分まで

※詳細につきましては、4ページをご参照ください。

目次

招集ご通知

定時株主総会招集ご通知	2
議決権行使についてのご案内	4
インターネットによるライブ配信のご案内	6

事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項	8
2. 会社の株式に関する事項	15
3. 会社の新株予約権等に関する事項	15
4. 会社役員に関する事項	16
5. 会計監査人の状況	24
6. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要	24

連結計算書類

連結貸借対照表	30
連結損益計算書	31

計算書類

貸借対照表	32
損益計算書	33

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告	34
計算書類に係る会計監査報告	37
監査役会の監査報告	40

株主総会参考書類

議案及び参考事項	42
----------------	----

(証券コード5659)
2022年6月9日

株 主 各 位

大阪市中央区高麗橋四丁目1番1号

日本精線株式会社

代表取締役社長 新 貝 元

定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社 第92期（2022年3月期）定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主様におかれましては、可能な限り書面またはインターネット等より事前に議決権を行使いただき、当日のご来場については状況を慎重にご判断いただきますようお願い申し上げます。

なお、本株主総会はライブ配信させていただきますので、ご来場されない株主様もインターネットでご視聴いただくことが可能です。是非ご利用ください。

敬 具

記

- | | |
|---------|---|
| 1. 日 時 | 2022年6月29日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 大阪市北区梅田三丁目3番45号
ホテルモントレ大阪 7階 パルフィ |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第92期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第92期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役1名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 補欠監査役1名選任の件
第6号議案 取締役に対する役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件
第7号議案 取締役等に対する株式報酬制度導入の件
第8号議案 役員賞与支給の件 |

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

4. インターネット開示についてのご案内

当社は、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、添付書類のうち下記事項を当社ウェブサイト (<https://www.n-seisen.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類は、監査報告書を作成するに際し、会計監査人および監査役が監査した連結計算書類および計算書類の一部です。

- (1) 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- (2) 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

5. その他株主総会招集にあたっての決定事項

- (1) 書面による議決権行使における各議案に賛否の記載のない場合は、各議案について賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 議決権行使書面の郵送による方法とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。また、インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

以 上

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応等について

株主様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本年も株主総会へのご来場については状況を慎重にご判断いただき、可能な限り書面またはインターネット等による事前の議決権行使をご検討くださいますようお願いいたします。

本株主総会に出席される株主様は、開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用など感染防止にご配慮いただきますようお願い申し上げます。会場におきまして、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.n-seisen.co.jp/>) においてお知らせいたします。

**※株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。**

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.n-seisen.co.jp/>) に掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2022年6月29日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月28日（火曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページのご案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月28日（火曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月×日

○○○○○○○

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

(初投票)

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1～8号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

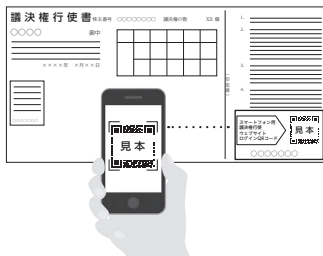
書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

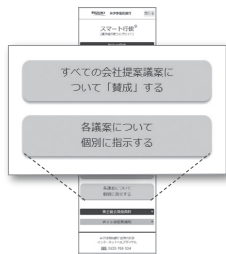
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は **1回のみ**。

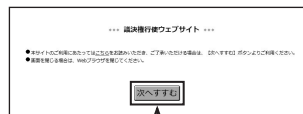
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

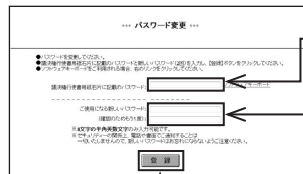
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎0120-768-524
(受付時間 平日 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

インターネットによるライブ配信のご案内

1. インターネットによるライブ配信について

(1) 本株主総会におきましては、ご来場されない株主様にも、インターネットの手段を用いて株主総会にご参加いただけるよう、当日の状況を映像と音声でライブ配信いたします。

※事前に議決権行使をされた場合も、当日のライブ配信をご視聴いただくことが可能です。

(2) インターネットの手段を用いた株主総会への参加は、法的には株主総会へ「出席」したものと取り扱われませんので、あらかじめご了承ください。

(3) ご使用のパソコン、スマートフォン等のシステムや通信環境等によっては、ライブ配信の映像や音声がかかる、視聴できない等の不具合が生じる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

(4) ご視聴いただく場合の通信料金等は、株主様のご負担となります。

2. 参加方法（ライブ配信システムへのログイン方法）

(1) パソコン

①以下のURLへアクセスしてください。

<https://vgm.smart-portal.ne.jp>

②本株主総会招集ご通知に同封の、「第92期定時株主総会 ライブ配信のお知らせ」に記載しております「ID」と「Password（パスワード）」を入力後、ログインボタンをクリックしてください。

(2) スマートフォン・タブレット

本株主総会招集ご通知に同封の、「第92期定時株主総会 ライブ配信のお知らせ」に記載しておりますQRコード^{*1}をスマートフォン・タブレットで読み取ることでアクセスできます。

※1. QRコードを読み取れるアプリケーション（または機能）が導入されていることが必要です。

3. システム環境について（ログイン後のトップ画面にて事前にテスト視聴が可能です）
株主総会当日のライブ配信をご視聴いただくためのシステム環境に関するご留意事項を以下のとおりご案内いたします。

(1) パソコン

OS : Windows10

ブラウザ : Microsoft Edge、Google Chrome、Firefoxの最新バージョン、
Internet Explorer11^{※2}

※2 互換モードでは動作しません。

(2) スマートフォン・タブレット

①iPhone、iPad

OS : iOS12以上

ブラウザ : Safari、Google Chromeの最新バージョン

②Android (タブレット含む)

OS : Android 7以上

ブラウザ : Google Chromeの最新バージョン

4. その他ご留意事項

- (1) ライブ配信にご参加の株主様は、株主総会当日、議場での採決に参加して議決権行使を行うことはできませんので、事前に行使いただきますようお願い申し上げます。
- (2) 株主総会当日、総会会場にご来場された株主様の容姿はライブ配信しないよう配慮いたしますが、やむを得ず映りこむ場合もございます。あらかじめご了承ください。
- (3) 万一、何らかの事情によりライブ配信を行わない場合は、当社ウェブサイト (<https://www.n-seisen.co.jp/>) にてお知らせいたします。

5. お問い合わせ先

ご不明の点は、**みずほ信託銀行 証券代行部**までお問い合わせください。

フリーダイヤル **0120-288-324** (平日 9:00~17:00)

以上

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

世界経済は、早期にコロナ禍から脱却した中国に続きワクチン普及や大規模な経済対策を実行した欧米先進国では、製造業を中心に経済活動が急速に回復しました。一方、自動車やパソコン、データサーバーなどの生産需要に対して半導体供給が不足したり、物流停滞や東南アジアでのコロナ感染拡大などが響きサプライチェーン棄損による混乱も生じました。

このような事業環境の中で、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」という。）においても、コロナ禍で落ち込んだ実需が急回復したことに加えて、在庫積み増し受注を取り込むことができました。結果として通期の売上高は、過去最高の447億95百万円（前期比31.3%増）となりました。損益については、半導体関連業界向け超精密ガスフィルター（NASclean[®]）や太陽光発電パネルなどの製造プロセスで使用される極細線に代表される高機能・独自製品に対する需要の強さが継続したことに加え、ステンレス鋼線の販売数量の回復による粗利増加及び操業度損圧縮の効果が寄与しました。営業利益45億96百万円（同93.1%増）、経常利益45億99百万円（同76.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益31億77百万円（同74.1%増）となり、いずれも過去最高の結果となりました。

次に部門別の概要についてご報告申し上げます。

[ステンレス鋼線部門]

ステンレス鋼線においては、コロナ禍からの受注急回復により2021年上半年には月あたり3,614トンと建材用ビスや自動車用途ばね用材など幅広いアイテムが堅調に推移し、下半期は長引く半導体不足や東南アジアからの部品調達難による自動車生産の回復の遅れはあったもののTHAI SEISEN CO.,LTD.の販売が増加したことから3,552トンと高水準の販売量が継続しました。結果として、通期で3,583トンと過去最高の販売量となりました。また、高強度ばね用材や、太陽光発電パネルや電子部品の製造プロセスで使用されるスクリーン印刷向け極細線など高機能・独自製品の販売が堅調に推移しました。特に、太陽光発電パネル向けのスクリーン印刷用極細線に対する細径化ニーズが高まりました。さらにLMEニッケル価格が2020年度第1四半期から右肩上がりでも推移しており、ウクライナ情勢の影響もあり2022年1～3月平均の価格についてもポンド当たり

11.85ドル（10～12月平均に比してポンド当たり2.86ドル上昇）と騰勢を強めました。結果として、通期におけるステンレス鋼線全体の月平均販売数量が3,583トン（前期比23.9%増）となり、売上高371億16百万円（同32.3%増）となりました。

海外現地法人であるTHAI SEISEN CO., LTD. 及び大同不銹鋼(大連)有限公司についても、ステンレス鋼線の販売数量が持ち直し、売上高は前期比増収となりました。

[金属繊維部門]

金属繊維においては、半導体関連業界向け超精密ガスフィルター（NASclean[®]）に対する需要の強さは継続しています。その背景には、第5世代移動通信システム（5G）の立ち上がりやデジタルトランスフォーメーション（DX）の普及により、パソコンやスマートフォン、データセンター向けの半導体の需要が高水準で推移していることが挙げられます。また、経済安全保障上の重要性がクローズアップされ、半導体に対する大規模な投資が世界各地で進められています。さらに、社会のデジタル化に伴いデータ処理の高速化と機器の低発熱化・省電力化が必要となり、カーボンニュートラルに向けた高性能な半導体に対する需要が高まり、超精密ガスフィルター（NASclean[®]）の販売が伸びました。

ナスロン[®]フィルターについては、高機能フィルム用途及びポリエステルフィルム用途の海外案件が堅調であったことから、前期比増収となりました。

結果として、通期における売上高が76億79百万円（前期比26.8%増）となりました。

海外現地法人である耐素龍精密濾機（常熟）有限公司については、コロナ禍で落ち込んだ衣料品販売が回復し化合繊維用途の需要が好調に推移し、売上高は前期比増収となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における企業集団の設備投資額は、完工ベースで19億53百万円であり、その主な内容は枚方工場製品倉庫の新設、ステンレス鋼線及び金属繊維生産設備などの増設、品質向上及びコスト低減を目指した設備の更新並びに環境対応設備の設置などであります。

(3) 資金調達の状況

(2)の設備投資の所要資金は、すべて自己資金によりまかなっております。

(4) 対処すべき課題

ロシアのウクライナ侵攻など地政学リスクによる資源やエネルギーの価格高騰、ゼロコロナ政策を推進する中国における大都市ロックダウンに起因したサプライチェーンの棄損、多発する自然災害など、多くのリスクシナリオを認識しています。

当社グループの主力製品であるステンレス鋼線は、中国や韓国のステンレス鋼線メーカーとの競争激化による収益低下などの懸念があり、同様に、金属繊維（ナスロン[®]）も化合繊維向けなどの一般汎用製品については競争が激しくなっております。

このような経営環境を踏まえ、当社グループは2021年4月より『中期経営計画(N S R 23)』（最終年度2024年3月期）をスタートさせ、「日本精線リニューアル（N S R）継続推進と高機能・独自製品でサステナビリティに貢献」を中期スローガンとして掲げ、高機能・独自製品の比率を一層高め、企業価値向上に努めています。N S R 23の経営目標として連結経常利益42億円、連結売上高経常利益率（R O S）10%以上、連結総資産経常利益率（R O A）10%以上などに加え、2030年CO₂排出量削減目標▲30%（2013年度比）を掲げE S G経営を推進してまいります。

具体的には、ステンレス鋼線部門において、販売面では環境、エネルギー、5Gなどサステナビリティ成長分野に極細線、高強度ばね用材など当社グループの高機能・独自製品の拡販に努めるとともに、成長性のある海外マーケットを開拓してまいります。生産面においては、前中期計画から取り組んできました日本精線リニューアル計画（NSR）を継続推進し、高機能・独自製品の機能・能力増強と持続的成長のための生産基盤の強化を図ります。また、THAI SEISEN CO., LTD.の機能を強化し、国内外の最適生産体制の構築を進めてまいります。

金属繊維部門においては、中国、韓国の現地法人の活用による海外市場への拡販、高精度化する需要に応える商品開発を進めるとともに、半導体関連市場の需要増に対し、超精密ガスフィルター（NASclean[®]）の安定したサプライチェーンの構築を進めてまいります。

サステナビリティ経営における課題としては、生産プロセスで排出されるCO₂や廃棄物の削減といった社会的な責務を意識し、持続可能な社会の実現を目指してまいります。また、高機能・独自製品の安定提供を通じてサステナブル社会に貢献することも当社の責務と認識しています。事業継続マネジメント（BCM）の再構築や働き方改革など、リスク管理やガバナンスなどの体制強化にも鋭意取り組んでまいります。

事業環境が大きく変化する中、資源価格の高騰や電気料金などの製造コストの増加を販売価格へ転嫁するとともに、BCM対策の徹底によってサプライチェーンの柔軟性確保と適正在庫の運用を図るなど、状況に応じた取り組みを展開いたします。一方、気候変動対策やサステナブル社会を追求する世界の潮流は引き続き強く、太陽光発電パネル製造で必要となる極細線やIT社会を支える半導体の製造装置に組み込まれる超精密ガスフィルター（NASclean[®]）など高機能・独自製品の拡販を通じてSDGsへ貢献してまいります。

以上の諸施策を確実に実行することにより、収益の一段の向上を図るとともに、事業のグローバル化推進や高度化・多様化する顧客ニーズへの対応、サステナブル社会への貢献を通じ、『さらなる企業価値の向上』にグループ一丸となって取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒、一層のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 89 期 2019年3月期	第 90 期 2020年3月期	第 91 期 2021年3月期	第 92 期 2022年3月期
売 上 高 (百万円)	38,760	34,910	34,108	44,795
経 常 利 益 (百万円)	3,675	1,999	2,602	4,599
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	2,635	1,395	1,825	3,177
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円・銭)	429.65	227.48	297.66	518.10
総 資 産 (百万円)	42,227	43,315	46,071	51,230
純 資 産 (百万円)	30,467	31,446	32,974	35,452

- (注) 1. 第90期より、連結決算の開示内容の充実及びグループ経営の強化を図るため、非連結子会社であった大同不銹鋼（大連）有限公司、韓国ナスロン株式会社及び日精テクノ株式会社を連結の範囲に含めております。
2. 当連結会計年度の期首から「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は大同特殊鋼株式会社で、同社は、同社が実施した当社株式に対する公開買い付けにより、2022年1月25日付で、当社株式496千株を取得しました。これにより、同社は、2022年3月31日現在で、当社株式3,117千株（出資比率50.82%）を保有することとなりました。なお、同社は当社における原材料の重要な供給元であり、当社は同社の子会社を通じて原材料を仕入れております。

② 親会社との取引に関する事項

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は品質・価格・納期等の取引条件を勘案して公正かつ適正に材料調達先を決定することにより少数株主を保護することを目的として「原材料取引の基本方針」を定め、親会社との間で原材料購入取引を実施するに当たっては、上記基本方針に基づき、当該取引の取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないこと等に留意し、公正かつ適切に決定しております。また、当社は、上記基本方針に基づき、当該取引が当社の利益を害するものでないかを毎月の経営会議にて審議するとともに、年1回、取締役会にて承認を行うこととしております

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、親会社との原材料購入取引の必要性及び取引条件が、上記イ.に記載のとおり、上記基本方針に基づき公正かつ適正に決定され、また、毎月の経営会議による審議も経ていることから、当社の利益を害するものではないと判断しております。

③ 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
THAI SEISEN CO., LTD. (タイ国)	3億20百万 バーツ	95.0%	・ステンレス鋼線の製造加工並びに販売 ・ダイヤモンドダイスの製造加工、修理並びに販売
耐素龍精密濾機(常熟)有限公司 (中国)	60百万元	80.0%	・金属繊維(ナスロン®)製フィルター製品の製造並びに販売
大同不銹鋼(大連)有限公司 (中国)	17百万元	74.0%	・クロム系ステンレス鋼線の製造、加工並びに販売
韓国ナスロン株式会社 (韓国)	450百万 ウォン	100.0%	・超精密ガスフィルター及び金属繊維(ナスロン®)製フィルター等の市場調査及び販売支援
日精テクノ株式会社 (大阪府枚方市)	45百万円	100.0%	・丸線・異形線の直線加工、溶接材料の伸線加工、製品入出庫作業及び人材派遣事業等

④ 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

ステンレス鋼線、ステンレス鋼直棒・異形線、高合金線、チタン線、金属繊維（ナスロン®）及びその加工品、金属繊維焼結フィルター、半導体用超精密ガスフィルター、溶接棒、ダイヤモンドダイス、その他金属線の製造加工並びに販売

(8) 主要な営業所及び工場

① 当 社

本 社：大阪市中央区高麗橋四丁目1番1号
支 店：大阪支店（大阪市中央区） 東京支店（東京都中央区）
名古屋支店（名古屋市中区）
工 場：枚方工場（大阪府枚方市） 東大阪工場（大阪府東大阪市）

② 子会社

- ・THAI SEISEN CO.,LTD.（タイ国）
- ・耐素龍精密濾機（常熟）有限公司（中国）
- ・大同不銹鋼（大連）有限公司（中国）
- ・韓国ナスロン株式会社（韓国）
- ・日精テクノ株式会社（大阪府枚方市）

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数(前期末比増減)	摘 要
名 名 882 (+13)	パート、臨時工など非正社員217名を除く

② 当社の従業員の状況

従業員数(前期末比増減)	平均年齢	平均勤続年数	摘 要
名 名 600 (+4)	歳 月 42・5	年 月 18・11	パート、臨時工など非正社員176名を除く

(10) 主要な借入先

① 企業集団の借入先の状況

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社みずほ銀行	174
バンクオブアユタヤパブリック カンパニーリミテッド	36
株式会社三井住友銀行	36
株式会社三菱UFJ銀行	36
株式会社池田泉州銀行	18
株式会社七十七銀行	18
株式会社中京銀行	18
三井住友信託銀行株式会社	18

② 当社の借入先の状況

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社みずほ銀行	68
株式会社三菱UFJ銀行	36
株式会社三井住友銀行	18
株式会社池田泉州銀行	18
株式会社七十七銀行	18
株式会社中京銀行	18
三井住友信託銀行株式会社	18

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 25,000,000株
(2) 発行済株式の総数 6,492,293株
(3) 当期末株主数 6,070名
(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
大 同 特 殊 鋼 株 式 会 社	3,117	50.82
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	382	6.23
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	135	2.20
前 尾 和 男	97	1.58
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	92	1.50
特 殊 発 條 興 業 株 式 会 社	66	1.08
A S A D A 株 式 会 社	60	0.97
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口 4)	56	0.91
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	55	0.91
日 本 精 線 従 業 員 持 株 会	52	0.85

(注) 1. 当社は、自己株式を359,255株保有していますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算し、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

2022年3月30日開催の取締役会決議に基づき以下のとおり自己株式の消却を行いました。

- ・消却した株式の種類 当社普通株式
- ・消却した株式の数 239,255株
- ・消却日 2022年4月20日
- ・消却後の発行済株式の総数 6,253,038株

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2022年3月31日現在)

氏名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
新 貝 元	代表取締役社長	
高 橋 一 朗	取締役常務執行役員	鋼線製造担当、 研究開発部・顧客サービス部担当 サステナビリティ担当
加 藤 泰 資	取締役常務執行役員	管理部門統括、 総務部・情報システム部担当 コンプライアンス・リスクマネジメント担当
花 井 健	取 締 役	タツタ電線株式会社社外取締役、ギークス株式 会社社外取締役、ケアイスター不動産株式 会社社外取締役、株式会社LIFULL社外監査役
滝 沢 正 明	取 締 役	
温 品 昌 泰	取 締 役	大同特殊鋼株式会社社執行役員大阪支店長兼鋼材 営業本部副本部長
渡 邊 剛	取 締 役	大同特殊鋼株式会社星崎工場長
若 松 壮 一	常 勤 監 査 役	日精テクノ株式会社非常勤監査役
津 田 俊 之	常 勤 監 査 役	
鈴 井 伸 夫	監 査 役	
長 谷 川 正	監 査 役	

- (注) 1. 取締役花井健氏及び滝沢正明氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役鈴木伸夫氏及び長谷川正氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役花井健氏及び滝沢正明氏、並びに、監査役鈴木伸夫氏及び長谷川正氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
 4. 当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項及び定款の定めに基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。
 5. 常勤監査役の若松壮一氏は、当社の経理部長を務めるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(2) 当期中の取締役及び監査役の異動

① 退任

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当 及び重要な兼職の状況
秋田 康明	2021年6月29日	任期満了	取締役常務執行役員 経営企画部、経理部担当
中川 幸朋	2021年6月29日	辞任	常勤監査役
笹山 眞一	2021年6月29日	任期満了	監査役

② 就任

氏名	地位	就任日
加藤 泰資	取締役	2021年6月29日
津田 俊之	監査役	2021年6月29日
長谷川 正	監査役	2021年6月29日

(注) 津田俊之氏は、2021年6月29日、監査役会の決議により常勤監査役に選定され、就任いたしました。

(ご参考)

当社では、経営意思決定の効率化を図り、経営監督機能と業務執行機能を区分して役割と責任を明確にするため、執行役員体制を採っております。

2022年4月1日現在の執行役員体制は次のとおりです。

氏名	執行役員役名	担当及び重要な兼職の状況
* 加藤 泰資	常務執行役員	管理部門統括、 総務部・情報システム部担当、 コンプライアンス・リスクマネジメント担当
小林 真	常務執行役員	鋼線販売部門・営業統括部担当
* 高橋 一朗	常務執行役員	鋼線製造担当、 研究開発部・顧客サービス部担当、 サステナビリティ担当
越智 隆裕	常務執行役員	金属繊維担当 耐素龍精密濾機（常熟）有限公司董事長
大塚 雅彦	執行役員	枚方工場長
谷口 政広	執行役員	東大阪工場長
山田 和仁	執行役員	東京支店長
松田 潤	執行役員	金属繊維販売部門担当 韓国ナスロン株式会社代表理事
木寅 潤一	執行役員	経営企画部・経理部担当、 経営企画部長、 大同不銹鋼（大連）有限公司董事長
佐々木 俊明	執行役員	金属繊維製造部門担当、 金属繊維製造部長

(注) *印の執行役員は取締役を兼務しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を取締役、監査役、執行役員及び子会社役員を被保険者として締結しております。被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、保険料は、全額会社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の額

役員区分	員数	報酬等の種類別の総額			報酬等の総額
		基本報酬	業績連動報酬等	役員退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	6名 (2名)	86百万円 (18百万円)	36百万円 (-)	14百万円 (-)	137百万円 (18百万円)
監査役 (うち社外監査役)	6名 (3名)	44百万円 (15百万円)	(-)	(-)	44百万円 (15百万円)

- (注) 1. 上記業績連動報酬等の額には、期間費用として引当金計上した取締役賞与(取締役3名に対し36百万円)を含めております。なお、取締役賞与の額については、連結経常利益の当期の実績が45億99百万円であったことを前提に、連結経常利益をベースに一定の算式に基づき算出しております。
2. 上記役員退職慰労金の額には、業績連動報酬等と非金銭報酬等以外の報酬等であり期間費用として引当金計上した退職慰労金(取締役3名に対し14百万円)を含めております。
3. 上記には、2021年6月29日開催の第91期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名並びに社外監査役1名を含めております。
4. 上記には、無報酬の取締役2名は含んでおりません。
5. 2018年6月28日をもって社外取締役及び監査役の退職慰労金制度を廃止しております。
6. 当社取締役の金銭報酬の額は、1992年6月26日開催の第62期定時株主総会において月額15百万円以内(ただし使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まない)と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名です。(うち、社外取締役は1名)
7. 当社監査役の金銭報酬の額は、2018年6月28日開催の第88期定時株主総会において月額5百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

② 当事業年度に支払った役員退職慰労金

- ・取締役1名に対し21百万円
 - ・監査役2名に対し4百万円(うち社外監査役1名に対し0百万円)
- (上記には、過年度の事業報告において取締役及び監査役の報酬等の額に含めた役員退職慰労引当金繰入額として、取締役1名20百万円、監査役2名4百万円(うち社外監査役1名0百万円)が含まれております。)

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は以下に記載するとおりであります。かかる方針の決定にあたっては、ガバナンス委員会の協議を経て、取締役会決議により決定することとしています。

決定方針の内容は下記のとおりです。

1. 役員報酬の基本方針及び体系・構成

取締役の報酬は、①固定報酬である基本報酬（月額）、②単年度の当社の業績を反映した業績連動報酬（役員賞与）、及び③役員退職慰労金から構成します。また、中長期の業績を反映させる観点から、各取締役（社外取締役を除く）は、月額報酬の一定額を当社役員持株会に拠出することにより、当社株式を取得し、取得した株式の保有を在任期間中継続することとします。

なお、社外取締役の報酬は、その職務内容等に鑑み、業績連動報酬及び役員退職慰労金は支給せず、固定報酬である基本報酬（月額）のみを支給します。

2. 基本報酬

取締役（社外取締役を除く）の基本報酬は、各取締役の役位や職責（担当部門の職務内容や規模、責任、経営への影響の度合い等）、在任年数等に応じ、あらかじめ定められた基準額の範囲内で決定された額を月次の報酬として支給します。

社外取締役の基本報酬は、職責に相応しいものとし、各々の果たす役割、他の上場企業における水準等を考慮して個別に決定し、月次の報酬として支給します。

3. 役員賞与

取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動報酬等としての役員賞与については、毎年1回、定時株主総会の承認を経た上で、定時株主総会後に支給します。その各人別の支給金額は、連結経常利益をベースに一定の算式に基づき算出した数値に、連結経常利益の額に応じてあらかじめ定める職位別の指数を乗じ、職位別基本額を算出した上で、担当部門の業績・個人別の考課・在任期間等を考慮し、一定の加減算を行い算出します。業績の見通しの修正等、特別な事情が生じた場合は支給額の見直しを行うものとし、また、連結経常利益が一定額を下回る場合には、役員賞与を支給しません。

職位別の指数は、基本報酬と同様に各取締役の役位や職責等に応じて定めるものとし、業績連動報酬とそれ以外の報酬の比率を定めることはしないこととしますが、職位が高位であれば、業績に対する責任の度合等も高まることから、それに依りて業績連動報酬等としての役員賞与の比率が高まるよう、役員賞与にかかる上記職位別の指数も高く設計します。

4. 役員退職慰労金

取締役（社外取締役を除く）については、原則として退任時に、定時株主総会の承認を経た上で、報酬内規に基づき、退任時の役位や勤続年数に応じて支給金額が定まる役員退職慰労金を定時株主総会後に支給します。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法に関する事項

取締役の基本報酬、役員賞与、及び役員退職慰労金は、株主総会決議及びあらかじめ定められた報酬内規に基づく算出方法の範囲内で代表取締役社長に各人別の支給額の決定を一任します。

なお、代表取締役社長はガバナンス委員会における協議を経て、基本報酬については報酬内規で定められた報酬基準額の範囲内で各人別の支給額を決定するものとし、役員賞与及び役員退職慰労金については報酬内規で定められた算定方法に基づき各人別の支給額を決定します。

ガバナンス委員会においては、上記基本報酬の役位ごとの基準額、賞与については、指標を含む算定方法及び各取締役の具体的な支給額等を協議するものとしします。

なお、2022年6月29日開催の第92期定時株主総会で第7号議案「取締役等に対する株式報酬制度導入の件」が承認可決された場合には、下記のとおり本方針の内容を変更する予定です。

1. 役員報酬の基本方針及び体系・構成

取締役の報酬は、①固定報酬である基本報酬（月額）、②単年度の当社の業績を反映した役員賞与（業績連動報酬等）、及び③株式報酬（非金銭報酬等）から構成します。また、中長期の業績を反映させる観点から、各取締役（社外取締役を除く）は、月額報酬の一定額を当社役員持株会に拠出することにより、当社株式を取得し、取得した株式の保有を在任期間中継続することとします。

なお、社外取締役の報酬は、その職務内容等に鑑み、業績連動報酬及び株式報酬は支給せず、固定報酬である基本報酬（月額）のみを支給します。

2. 基本報酬

取締役（社外取締役を除く）の基本報酬は、各取締役の役位や職責（担当部門の職務内容や規模、責任、経営への影響の度合い等）、在任年数等に応じ、あらかじめ定められた基準額の範囲内で決定された額を月次の報酬として支給します。

社外取締役の基本報酬は、職責に相応しいものとし、各々の果たす役割、他の上場企業における水準等を考慮して個別に決定し、月次の報酬として支給します。

3. 役員賞与

取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動報酬等としての役員賞与については、毎年1回、定時株主総会の承認を経た上で、定時株主総会後に支給します。その各人別の支給金額は、連結経常利益をベースに一定の算式に基づき算出した数値に、連結経常利益の額に応じてあらかじめ定める職位別の指数を乗じ、職位別基本額を算出した上で、担当部門の業績・個人別の考課・在任期間等を考慮し、一定の加減算を行い算出します。業績の見通しの修正等、特別な事情が生じた場合は支給額の見直しを行うものとし、また、連結経常利益が一定額を下回る場合には、役員賞与を支給しません。

職位別の指数は、基本報酬と同様に各取締役の役位や職責等に応じて定めるものとします。なお、業績連動報酬等及び非金銭報酬等である株式報酬とそれ以外の報酬の比率を定めることはしないこととしますが、職位が高位であれば、業績に対する責任の度合等も高まることから、それに応じて業績連動報酬等としての役員賞与の比率が高まるよう、役員賞与にかかる上記職位別の指数も高く設計します。

4. 株式報酬

取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬については、原則として退任時に支給します。支給株式数等は、株主総会決議の上限株式数の範囲内で、取締役会の決議により定めた役員株式給付規程に基づき決定します。この支給株式数は、在任中において事業年度ごとに付与したポイント数の合計を、退任時に株式給付信託制度を通じて1ポイントあたり当社普通株式1株として算定します。付与するポイントは、役位に応じて定まる役位ポイントとします。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法に関する事項

取締役の基本報酬、役員賞与、及び株式報酬は、株主総会決議及びあらかじめ定められた報酬内規に基づく算出方法の範囲内で代表取締役社長に各人別の支給額の決定を一任します。なお、代表取締役社長はガバナンス委員会における協議を経て、基本報酬については報酬内規で定められた報酬基準額の範囲内で各人別の支給額を決定するものとし、役員賞与については報酬内規で、また株式報酬については役員株式給付規程で定められた算定方法に基づき各人別の支給額を決定します。

ガバナンス委員会においては、上記基本報酬及び株式報酬の役位ごとの基準額・役位ポイント、賞与については、指標を含む算定方法及び各取締役の具体的な支給額等を協議するものとします。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容の決定は、取締役会の決議に基づき代表取締役社長に委任しております。取締役会がこれらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当職務の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

2021年6月29日、取締役会は、取締役の基本報酬（月額）及び役員賞与の額の決定を、株主総会決議及び報酬内規に基づく算出方法の範囲内で定めることとして代表取締役社長新貝元氏に一任し、同日、同氏は、これらの報酬に係る各人別の支給額を決定しました。

当事業年度においても、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、ガバナンス委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会として、取締役の個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・取締役花井健氏は、タツタ電線株式会社及びギークス株式会社並びにケイアイスター不動産株式会社の社外取締役並びに株式会社LIFULLの社外監査役を兼職しておりますが、これらの会社と当社の間には特別の利害関係はありません。また、同氏は当社の主要な取引金融機関のひとつである株式会社みずほ銀行に勤務していましたが、同行を退行してから12年以上が経過しております。
- ③ 当事業年度における主な活動状況
 - ・取締役花井健氏は、金融関係の業務に長年携わってきた見識を活かして、投資家・株主の視点に立ったコーポレートガバナンス強化等の経営施策に反映いただく観点から、当社の業務執行を監督する役割を果たしていただくことが期待されていたところ、当事業年度に開催した取締役会13回の全てに出席し、かかる専門的な知見をもとに議案の審議等につき必要な発言を適宜行っております。
 - ・取締役滝沢正明氏は、企業経営者として培ってきた見識を活かして、特に、海外事業拡大に向けた経営施策に反映いただく観点から、当社の業務執行を監督する役割を果たしていただくことが期待されていたところ、当事業年度に開催した取締役会13回の全てに出席し、かかる専門的な知見をもとに議案の審議等につき必要な発言を適宜行っております。
 - ・監査役鈴木伸夫氏は、当事業年度に開催した取締役会13回及び監査役会9回の全てに出席し、それぞれ議案の審議等につき必要な発言を適宜行っております。
 - ・監査役長谷川正氏は、監査役就任後に開催した取締役会11回及び監査役会7回の全てに出席し、それぞれ議案の審議等につき必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名 称 ひびき監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額（消費税含まず）
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	25百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	25百万円

- (注) 1. 当社の重要な子会社であるTHAI SEISEN CO.,LTD.、耐素龍精密濾機（常熟）有限公司及び大同不銹鋼（大連）有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、監査役会は会計監査人の独立性、及び専門性、並びに職務の執行状況などを総合的に判断して、会計監査人の変更が必要と認める場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

6. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制につきまして、当社取締役会における決議内容は次のとおりです。

① 内部統制基本方針

当社は会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制を整備する。

② 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は取締役会で定めた「日本精線企業倫理憲章」及びそれに基づいて制定した「日本精線行動規準」をすべての役員、執行役員及び使用人に配付するとともに、「倫理をもって行動し法令を遵守していくことの重要性」を継続して伝える。

また、「日本精線企業倫理憲章」に制定のとおり、当社は、市民社会の秩序や安全に対して脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、公的機関と協力して断固として対決する。

これらを組織的に推進するため、代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」を設置、コンプライアンス・リスクマネジメント担当役員を選任し、取締役、執行役員及び使用人が行動規準の実施を徹底するよう啓蒙、改善を継続する。コンプライアンス・リスクマネジメント委員会は原則として6ヶ月に1回、必要あるときは随時開催し、その内容は取締役会に報告する。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は文書または電磁的媒体（以下、文書等）に記録し、保存する。取締役及び監査役はこれらの文書等を常時閲覧できる。

また、株主総会議事録等の法定作成文書をはじめ稟議書等の決裁書類並びに経営会議資料等は、取締役会規程、文書取扱規程等社内規程に基づき保存及び管理を適正に行う。

④ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の事業推進に伴う損失の危険に関しては、執行役員がそれぞれの担当部署のリスクを認識、統括・管理する。子会社の損失の危険に関しては「関連会社管理規程」に基づき経営企画部が主管部署となり管理し、都度必要な指導を行う。それら内容については「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」並びに取締役会に報告する。

突発的危機発生時は、経営危機管理規程に基づき、対外的影響を最小限にするための対応策を協議・実施する。

また、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重などサステナビリティ課題への取り組みを組織的に推進するため、代表取締役社長を委員長とする「サステナビリティ委員会」を設置、サステナビリティ担当役員を選任し、取締役、執行役員及び使用人がそれら取り組みを徹底するよう啓蒙、改善する。サステナビリティ委員会は原則として6ヶ月に1回、必要あるときは随時開催し、その内容は取締役会に報告する。

⑤ **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社は経営意思決定の効率化を図り、経営監督機能と業務執行機能を区分して役割と責任を明確にするため、執行役員制度を採用する。当社執行役員制度の下では、取締役会で定めた中期計画や予算などの経営目標に基づき、代表取締役及び執行役員が半期毎に、具体的活動方針及び目標を設定し業務の執行及び進捗状況のレビューを行う。

また、重要事項に関する意思決定の機動性を高めるため、原則毎週1回代表取締役、常務執行役員及び関係部門長が出席して開催する「経営会議」において効率的審議を行い、定められた案件は取締役会の決議・報告事項とする。

⑥ **当社並びにその親会社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

イ. 当社は親会社及びそのグループ各社との関係に関しては、大同特殊鋼グループとしての企業価値向上に取り組むと同時に、上場企業としての経営の独立性を確保することを基本方針とし、取引については一般取引先と同様個別協議により決定する。

ロ. 「経営会議」において子会社取締役は業績及び計画を適宜報告し、年次決算及び予算に関しては「経営会議」にて審議する。また、子会社における重要な設備投資については「経営会議」にて子会社取締役が説明のうえ審議し実施する。

ハ. 子会社の経営が順調に進展するように、適宜、子会社取締役は当社関係部署と打合せを実施する。

ニ. 当社取締役、執行役員及び使用人は子会社の非常勤監査役または非常勤取締役に就任し、子会社を監査、監視する。内部監査部門は、1年に1回重要な子会社の監査を実施し、代表取締役社長並びに監査役会にその結果を報告する。

ホ. 子会社に「日本精線企業倫理憲章」及び「日本精線行動規準」を配付し、指導・支援を行い、法令遵守意識を啓蒙する。また、財務報告の信頼性の確保については、体制の整備と運用に関する基本的な事項を「内部統制規程」に定め責任体制を明確化して推進し、財務報告の信頼性の維持・向上を図る。

⑦ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役より、監査役の職務を補助すべき使用人（監査役スタッフ）を置くことを求められた場合は、総務部所属の使用人にその任を命じ行わせる。その使用人の人事異動・人事評価等の処遇に関しては監査役会との協議により実施する。

⑧ **監査役の職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項**

取締役は監査役スタッフが監査役の指揮命令に従う旨を他の使用人に周知徹底するとともに、当該スタッフが監査役の職務を補助するのに必要な時間を総務部長に確保させる。

⑨ **取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

取締役、執行役員及び使用人は、監査役に対して、法令に定める事項に加え、当社及び当社グループの経営に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスの推進・実施状況、コンプライアンス通報・相談窓口への相談・通報状況、その他重要事項について報告する。また、「経営会議」には、監査役の出席を仰ぐ。

⑩ **子会社の取締役、監査役及び使用人、またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制**

取締役及び使用人は監査役に対して、子会社に関する前項に掲げる事項の報告を速やかに行うものとする。内部監査部門は子会社監査の結果報告の際に、子会社の取締役、監査役及び使用人から聴取した内容を監査役に報告する。

⑪ **監査役に報告した者が報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

監査役に通報・報告をした者がそれを理由として不利な取扱いを受けないことを「公益通報者保護規程」に定める。

⑫ **監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役が監査役及び監査役スタッフの職務の執行について生ずる費用の前払または債務の償還を請求したときは、担当部門において審議のうえ、その必要が認められない場合を除き、速やかに処理する。

⑬ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、代表取締役社長及び会計監査人と定期的な意見交換会を設定する。

(2) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

① **コンプライアンスに関する取り組みの状況**

- ・コンプライアンスの重要性の理解と意識付けを浸透させるため、「日本精線企業倫理憲章」及び「日本精線行動規準」を制定、また「日本精線行動規準」の考え方を解説した行動規準ガイドブックを全従業員に配布し、周知しております。
- ・コンプライアンスの通報・相談窓口（ホットライン）を社内外に設置・周知することで、コンプライアンスの実効性向上を図っております。また、ホットライン窓口となる担当者には、通報・相談時に適切に対応することができるよう定期的に教育を実施しております。

② **リスク管理体制の強化**

- ・代表取締役社長が委員長を務めるコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を2回開催し、当社グループにおける重要リスクへの対応等リスクマネジメント課題や対策について審議を行いました。また、大規模自然災害等不測の事態に備えた事業継続計画（BCP）の充実化を鋭意推進しております。

③ **サステナビリティに関する取り組みの状況**

- ・代表取締役社長が委員長を務めるサステナビリティ委員会を立ち上げ、TCFD提言への賛同を表明し、気候変動など地球環境問題への配慮をはじめとするサステナビリティ課題への取り組みについて審議を行いました。SDGsの取り組みとともに高機能・独自製品の提供を通じたサステナブル社会への貢献を組織的に推進しております。
- ・TCFD提言に沿った情報開示を当社ウェブサイトにて掲載しております。

<https://www.n-seisen.co.jp/sustainability/tcfdf/>

④ **経営意思決定の効率化**

- ・当社グループは、2024年3月期を最終年度とする『中期経営計画（NSR23）』を策定し、連結ベースでの経営指標及び業績管理を行っています。中期経営計画の進捗及び業務執行の重要案件について、適宜取締役会及び経営会議に諮り、監督・指導を行っております。
- ・取締役等の職務の執行を効率的に行うために執行役員制度を採用しており、また、「取締役会規程」において取締役会付議事項を明確にするとともに、「稟議規程」において代表取締

役社長や執行役員への権限委譲を定めることにより、意思決定の適正化・迅速化を確保しております。

⑤ 企業グループにおける業務の適正の確保

- ・当社の親会社である大同特殊鋼株式会社は当社における原材料の重要な供給元であります。その取引に関しては、経済合理性に基づき、品質・価格・納期等の取引条件を勘案して公正かつ適正に材料調達先を決定することにより少数株主を保護することを目的として定めた「原材料取引の基本方針」に基づき運用しております。
- ・当社子会社取締役は、月次業績及び計画、並び年次決算及び予算に関して、適宜「経営会議」にて報告し、業務の執行及び進捗状況のレビューを行っております。当社取締役、監査役、執行役員及び使用人の内、THAI SEISEN CO.,LTD.には3名、耐素龍精密濾機（常熟）有限公司には5名、大同不銹鋼（大連）有限公司には1名、韓国ナスロン株式会社には3名、日精テクノ株式会社には2名が非常勤取締役または非常勤監査役に就任し、子会社を監査、監視しております。
- ・内部監査部門は、THAI SEISEN CO.,LTD.には2月、耐素龍精密濾機（常熟）有限公司には3月に監査を実施し、代表取締役社長及び監査役にその結果を報告しております。

⑥ 監査役の監査体制

- ・監査役は、重要な意思決定や職務の執行状況等必要とする情報については、文書及び議事録の供覧や「経営会議」「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」「サステナビリティ委員会」への出席を通じて適切に行われております。また、内部監査の実施状況やホットラインへの通報・相談状況等の報告を受けております。
- ・監査役は、代表取締役社長及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催し、相互の連携を図っております。

-
- (注) 1. 金額・株式数は表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、銭未満を四捨五入して表示しております。
3. 比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(51,230)	(負債の部)	(15,777)
流動資産	34,685	流動負債	10,886
現金及び預金	15,640	支払手形及び買掛金	7,470
受取手形及び売掛金	9,170	短期借入金	355
電子記録債権	840	リース債務	7
棚卸資産	8,813	未払法人税等	1,086
その他	220	未払消費税等	163
固定資産	16,545	賞与引当金	723
有形固定資産	14,423	役員賞与引当金	36
建物及び構築物	4,933	その他の他	1,042
機械装置及び運搬具	6,380	固定負債	4,891
土地	1,637	リース債務	18
リース資産	23	役員退職慰労引当金	57
建設仮勘定	834	環境対策引当金	136
その他	614	退職給付に係る負債	4,672
無形固定資産	229	その他の他	5
ソフトウェア等	229	(純資産の部)	(35,452)
投資その他の資産	1,892	株主資本	34,598
投資有価証券	66	資本金	5,000
繰延税金資産	1,630	資本剰余金	5,442
その他	194	利益剰余金	25,006
資産合計	51,230	自己株式	△849
		その他の包括利益累計額	363
		その他有価証券評価差額金	15
		繰延ヘッジ損益	△1
		為替換算調整勘定	453
		退職給付に係る調整累計額	△104
		非支配株主持分	491
		負債純資産合計	51,230

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	44,795
売上原価	36,851
売上総利益	7,944
販売費及び一般管理費	3,348
営業利益	4,596
営業外収益	237
受取利息及び配当金	26
その他	210
営業外費用	233
支払利息	4
固定資産除却損	75
環境対策引当金繰入	136
その他	16
経常利益	4,599
特別利益	68
固定資産売却益	0
投資有価証券売却益	68
特別損失	24
投資有価証券売却損	24
税金等調整前当期純利益	4,644
法人税、住民税及び事業税	1,467
法人税等調整額	△42
当期純利益	3,219
非支配株主に帰属する当期純利益	41
親会社株主に帰属する当期純利益	3,177

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(45,806)	(負債の部)	(14,247)
流動資産	29,288	流動負債	9,641
現金及び預金	13,039	支払手形	18
受取手形	1,336	買掛金	6,530
電子記録債権	840	1年内返済予定の長期借入金	194
売掛金	7,075	リース債	7
商品及び製品	2,000	未払費用	507
仕掛品	3,662	未払法人税等	389
原材料及び貯蔵品	1,126	未払消費税等	1,002
前払費用	64	前受り金	157
その他の	142	賞与引当金	47
固定資産	16,518	役員賞与引当金	38
有形固定資産	12,705	役員の	710
建物	4,018	固定負債	36
構築物	381	リース債	1
機械及び装置	5,694	退職給付引当金	18
車両運搬具	47	役員退職慰労引当金	4,387
工具、器具及び備品	503	環境対策引当金	57
土地	1,450	その他の	136
リース資産	23	(純資産の部)	5
建設仮勘定	586	株主資本	(31,558)
無形固定資産	229	資本	31,544
電話加入権等	29	資本剰余金	5,000
ソフトウェア	199	資本準備金	5,446
投資その他の資産	3,583	利益剰余金	21,948
投資有価証券	66	利益準備金	359
関係会社株式	1,274	その他利益剰余金	41
関係会社出資金	416	圧縮記帳積立金	5,000
従業員長期貸付金	0	別途積立金	16,547
繰延税金資産	1,660	繰越利益剰余金	△849
その他の	165	自己株式	14
		評価・換算差額等	15
		その他有価証券評価差額金	△1
		繰延ヘッジ損益	
資産合計	45,806	負債純資産合計	45,806

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損 益 計 算 書

(2021年 4 月 1 日から)
(2022年 3 月 31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	39,958
売 上 原 価	33,050
売 上 総 利 益	6,907
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,816
営 業 利 益	4,090
営 業 外 収 益	78
受 取 利 息 及 び 配 当 金	16
そ の 他	61
営 業 外 費 用	216
支 払 利 息	0
固 定 資 産 除 却 損	72
そ の 他	143
経 常 利 益	3,951
特 別 利 益	68
固 定 資 産 売 却 益	0
投 資 有 価 証 券 売 却 益	68
特 別 損 失	24
投 資 有 価 証 券 売 却 損	24
税 引 前 当 期 純 利 益	3,996
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,339
法 人 税 等 調 整 額	△153
当 期 純 利 益	2,809

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

日本精線株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 坂東和宏
業務執行社員

代表社員 公認会計士 加藤功士
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本精線株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本精線株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

日本精線株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人

大阪事務所

代表社員	公認会計士	坂東和宏
業務執行社員		
代表社員	公認会計士	加藤功士
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本精線株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第92期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、電話回線又はインターネット等も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人、関係会社の監査役その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びびき監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月11日

日本精線株式会社 監査役会

常勤監査役 若松 壮一 ㊟

常勤監査役 津田 俊之 ㊟

監査役 鈴井 伸夫 ㊟

監査役 長谷川 正 ㊟

(注) 監査役鈴井伸夫及び監査役長谷川正は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、利益配分につきましては、連結業績や財政状態などを総合的に勘案し、連結配当性向40%程度を目途に株主の皆様のご期待にお応えしていきたいと考えております。

また、内部留保資金につきましては、将来の成長戦略に必要な設備投資及び研究開発活動や新たな事業展開など『さらなる企業価値の向上』を図るための資金に活用したいと考えております。

第92期の期末配当につきましては、当期の連結業績及び上記方針を勘案し、次のとおり当社普通株式1株につき110円とさせていただきたいと存じます。この場合、当期の親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当額の比率である連結配当性向は40.5%となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金110円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は674,634,180円となります。

(注) 中間配当(1株につき100円)を含めた当事業年度の年間配当は、1株につき210円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2022年6月30日

招集
ご通知

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第18条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第18条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<u>第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>第18条（電子提供措置等）</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
(新 設)	<p><u>（附則）</u> <u>第1条 現行定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第18条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第18条は、なお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第3号議案 取締役1名選任の件

取締役渡邊剛氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数 (2022年3月末時点)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 社外取締役 候補者 </div> <p style="text-align: center;"> うち やま ゆ き 内 山 由 紀 (1959年10月31日生) 新 任 </p>	1983年4月 バロース株式会社(現BIPROGY株式会社)入社 1988年4月 モロッコ政府観光局入局 1997年4月 弁護士登録 大水法律事務所(後の大水総合法律事務所)入所 2012年4月 大水総合法律事務所パートナー 2018年6月 TMI総合法律事務所大阪オフィスカウンセラー(現任) 2019年6月 丸一鋼管株式会社監査役(社外)(現任)	0株
<p>内山由紀氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたる弁護士としての豊富な経験と実績、また他社における社外監査役としての経営経験を有しており、これらの経験及び知見が、特にコンプライアンスの徹底・リスクマネジメントの強化に向けた経営施策に反映されることを期待したためであります。</p> <p>このような幅広い経験と高度な知見に基づいた経営の監視、監督を受けることは、当社経営の公正性確保に資すると判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p> <p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 内山由紀氏は社外取締役候補者であります。なお、同氏は東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、同氏が取締役を選任された場合、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。 2. 内山由紀氏は、TMI総合法律事務所大阪オフィスのカウンセラー、丸一鋼管株式会社の社外監査役を兼務しておりますが、同所、同社と当社との間に特別の利害関係はありません。 3. 内山由紀氏が取締役を選任された場合、当社は同氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。 4. 内山由紀氏は補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の規定により、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。 		

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、取締役全員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。
候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となる予定であり、また当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役若松壮一氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日) (在任年数)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数 (2022年3月末時点)
わかまつ そういち 若松 壮一 (1957年10月31日生) (在任年数4年)	1980年4月 当社入社 2007年6月 当社経理部長 2011年10月 当社企画管理部長 2013年4月 当社事務部長兼企画管理部長 2014年12月 日精テクノ株式会社非常勤監査役(現任) 2015年4月 当社事務部長 2016年4月 当社枚方工場副工場長 2018年6月 当社常勤監査役(現任)	300株
若松壮一氏は、1980年の入社以来、長年にわたり経理部門を中心に勤務し、また2007年6月より経理部長を務めるなど、財務及び会計に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社監査役として最適な人材であると判断しております。		

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、監査役全員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。
候補者が監査役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となる予定であり、また当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

<ご参考> 本総会終結後の取締役及び監査役のスキルマトリックス
 第3号議案及び第4号議案を原案どおりご承認いただいた場合の取締役及び監査役のスキルマトリックスは以下のとおりであります。

	氏名	企業 経営	ステンレス 業界の知見・ 専門知識	製 造 技 術	新製品・ 新事業 開発	営業・ マーケティング	海外 ビジネス	財務・ ファイナンス	人事・法務 リスク マネジメント
取締役	新貝 元	○	○	○		○		○	○
	高橋 一郎	○	○	○	○		○		
	加藤 泰資		○			○			○
	花井 健	○				○	○	○	○
	滝沢 正明	○				○	○		○
	温品 昌泰	○	○			○			
	内山 由紀	○					○		○
監査役	若松 壮一		○					○	
	津田 俊之		○			○		○	
	鈴井 伸夫	○		○	○		○	○	
	長谷川 正	○	○					○	○

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案の提出に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数 (2022年3月末時点)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;">社外監査役候補者</div> <p>みなみ しょう さく 南 昌 作 (1972年6月8日生)</p>	<p>2000年4月 大阪弁護士会登録、御堂筋法律事務所入所 2007年9月 同所退所 2007年10月 リーガル・ソリューション法律事務所設立 (現在に至る) 2021年7月 株式会社梅の花取締役(社外)(現任)</p>	0株
<p>南 昌作氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、同氏は長年にわたる弁護士としての豊富な経験と実績、また他社における社外取締役としての経営経験を有しており、これらの経験及び知見を活かし、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。</p> <p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none"> 南 昌作氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。 南 昌作氏は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、同氏は、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、同氏が監査役に就任することとなった場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。 当社は、リーガル・ソリューション法律事務所との間に顧問契約はなく、また定常的な取引もありません。 南 昌作氏は、株式会社梅の花の社外取締役を兼務しておりますが同社と当社の間には特別の利害関係はありません。 南 昌作氏が監査役に就任することとなった場合、当社は同氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。 当社は、監査役全員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。当該候補者が監査役に就任することとなった場合は、当該保険契約の被保険者となる予定であり、また当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。 		

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第6号議案 取締役に対する役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

当社は、2022年5月12日開催の取締役会において、取締役の退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、在任中の常勤取締役に對し、それぞれ本総会終結の時までの在任期間に対する労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給をすることといたしたいと存じます。

なお、支給の時期につきましては、各取締役の退任時とし、その具体的金額、方法につきましては取締役会にご一任願いたいと存じます。

当社は、本招集ご通知20～22ページに記載のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、本議案は当該方針に沿うものであります。本議案の内容はガバナンス委員会において協議した上で、取締役会において決定しており、その内容は相当であると考えております。

なお、略歴は次のとおりです。

氏名	略歴
新 貝 元 <small>しん かい もとし</small>	2016年6月 当社取締役 現在に至る
高 橋 一 朗 <small>たか はし いち ろう</small>	2019年6月 当社取締役 現在に至る
加 藤 泰 資 <small>か どう やす し</small>	2021年6月 当社取締役 現在に至る

第7号議案 取締役等に対する株式報酬制度導入の件

1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

本議案は、役員退職慰労金制度を廃止し、これに代わるものとして、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）及び執行役員（以下「取締役等」といいます。）に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、取締役の報酬と株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、本招集ご通知20～22ページに記載のとおり、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針とも合致して

いることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。本議案は、1992年6月26日開催の第62期定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（月額15百万円以内（ただし使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まない。））とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、取締役会にご一任いただききたいと存じます。

また、現時点において、本制度の対象となる取締役は3名となります。

2. 本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

取締役（社外取締役及び監査役は、本制度の対象外とします。）及び執行役員

(3) 信託期間

2022年8月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2023年3月末日で終了する事業年度から2025年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役等への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。まず、当社は、本信託設定（2022年8月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として見込まれる相当額の金銭を拠出し、本信託を設定します。本制度に基づき取締役等に対して付与するポイントの上限数は、下記（6）のとおり、1事業年度当たり18,600ポイントであるため、本信託設定時には、直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を考慮して、55,800株を上限として取得す

するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出いたします。なお、ご参考として、2022年5月11日の終値4,080円を適用した場合、上記の必要資金は、約227.7百万円となります。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案したうえで、追加拠出額を算出するものとします。

（注）当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

（5）本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。なお、取締役等に付与されるポイント数の上限は1事業年度当たり18,600ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は55,800株となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

（6）取締役等に給付される当社株式等の数の上限

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役が付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は9,000ポイントを上限とし、執行役員に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は9,600ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

取締役等に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

なお、取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数（18,600

株)の発行済株式総数6,133,038株(2022年3月31日現在。自己株式控除後)に対する割合は約0.3%です。

下記(7)の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時までには当該取締役等に付与されたポイント数とします(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。)

(7) 当社株式等の給付及び報酬等の額の具体的な算定方法

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、株主総会において解任の決議をされた場合、一定の非違行為があったことに起因して退任した場合または当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役が付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額(ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。)を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

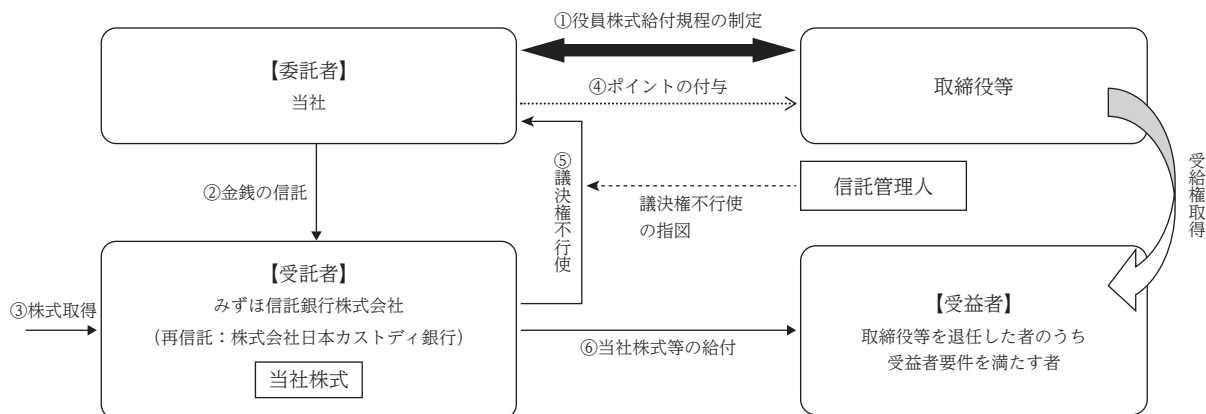
本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。

- ⑥ 本信託は、取締役等を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

第8号議案 役員賞与支給の件

当期の業績等を勘案し、当期末時点の取締役のうち常勤取締役3名に対し、総額36百万円の役員賞与を支給いたしたいと存じます。

また、各取締役に対する金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

当社は、本招集ご通知20～22ページに記載のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、本議案は当該方針に沿うものであります。本議案の内容はガバナンス委員会において協議したうえで、取締役会において決定しており、その内容は相当であると考えております。

以 上

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第92期 定時株主総会 会場ご案内図

開催場所 大阪市北区梅田三丁目3番45号
ホテルモントレ大阪 7階 パルフィ
TEL. 06-6458-7111



交通のご案内

JR	大阪駅 桜橋口より 徒歩 約5分
阪神電車	大阪梅田駅より 徒歩 約5分
大阪メトロ 四つ橋線	西梅田駅より 徒歩 約5分
JR 東西線	北新地駅より 徒歩 約6分
大阪メトロ 御堂筋線	梅田駅より 徒歩 約8分
阪急電車	大阪梅田駅より 徒歩 約12分

◎お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルスに関するお知らせ等

本株主総会に出席される株主様は、開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用など感染防止にご配慮いただきますようお願い申し上げます。会場におきまして、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

また、インターネット等や書面により事前に議決権行使をいただけます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。